議題２

会議の公開と議事録の作成について

会議の公開

１　千葉市情報公開条例第２５条に基づき、千葉市食育推進協議会の会議は公開とする。

（千葉市情報公開条例第２５条）
　実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が、許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りではない。

２　会議の開催については、市政情報室において閲覧に供するとともに、千葉市ホームページに掲載し公表することとしている。

３　傍聴者については、定員を１０人とし、会議当日の先着順とする。
傍聴者に対し、「傍聴要領」（様式第３号）を作成し、配布する。

議事録の作成

１　議事録は、会議終了後、発言者の意向等を確認した後、会長の承認を得るものとする。

２　議事録は、市政情報室において閲覧に供するとともに、千葉市ホームページに掲載する。

様式第３号

傍　聴　要　領

千葉市食育推進協議会

１　傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順に行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

２　会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

（１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。

（２）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

（３）会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。

（４）会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

（５）会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。

（６）会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。

（７）その他会議の支障となる行為はしないでください。

３　傍聴者が２の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。